

## 県営公園電気主任技術者連絡会議設置要綱

### (名称)

第1条 本会議の名称は「電気主任技術者連絡会議」(以下「会議」という)という。

### (目的)

第2条 会議は、埼玉県営公園の電気工作物の保安業務における情報交換を行い、円滑な工事、維持及び運用を図ることを目的として設置する。

### (組織)

第3条 会議は対象公園24公園(別表第1)をもって組織し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長 公園スタジアム課 公園スタジアム課長
- (2) 副議長 大宮公園事務所長 総括管理者
- (3) 構成員 指定管理者管理対象公園 電気主任技術者、  
教育局 さきたま史跡の博物館 総務・公園管理担当
- (4) 事務局 大宮公園 電気主任技術者、代務者

2 議長は会務を総理し、議長に事故があるときは、副議長がその職を代行する。

### (会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、原則年1回以上開催する。
- 3 会議は、半数以上の対象公園の出席がなければ、会議を開くことは出来ない。
- 4 構成員の代理の者は、代務者・連絡者とし、会議に出席することができる。

### (議事)

第5条 会議は次の事項について行うものとする。

- (1) 電気保安に関すること。
- (2) 研修に関すること。
- (3) 電気工作物の設置、変更及び修繕に関すること。
- (4) 省エネに関すること。
- (5) その他

### (工事の計画)

第6条 各公園の主任技術者は、電気工作物の設置、変更及び修繕に関する工事計画について、会議にて報告しなければならない。

- 2 会議にて、工事計画について意見を求められた場合は速やかに検討し、議長に

報告しなければならない。

(議事録)

第7条 議長は議事録を作成しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、会議の運営等について必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。